

# **第3期和泉市男女共同参画行動計画 (オアシスプラン) (改定)**

**和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援  
に関する基本計画（DV防止基本計画）(改定)**

令和元（2019）年10月  
和泉市



## はじめに

本市では、男女共同参画社会をめざして平成7(1995)年に「和泉市女性行動計画（オアシスプラン）」を策定し、以後3期にわたる「和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」を策定し、さまざまな施策を推進してまいりました。この間、少子高齢化、生産年齢人口の減少やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢の変化が進展する中、国では「女性の活躍」を進めるため、平成27(2015)年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立したほか、平成27(2015)年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

また、平成30(2018)年5月に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定しました。

この度、「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」及び「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」の策定から5年が経過いたしました。本市においても、社会経済情勢の変化に対応し、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の実現に向け、さらに実効性を高めるため「第3期和泉市男女共同参画行動計画」及び「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」の中間見直しを行いました。

本計画の推進においては、市民、事業者及び関係機関の皆様との連携・協働が何よりも重要です。今後も更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の見直しにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントにおいて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

和泉市長 辻 宏康

# — 目 次 —

## ■第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）（改定）

### 第1章 計画の概要

1. 男女共同参画社会とは -----	1
2. 「第3期和泉市男女共同参画行動計画」策定後の 世界・国・大阪府の動き -----	1
3. 計画の位置づけ -----	4
4. 計画の期間 -----	4
5. 計画の施策体系 -----	4

### 第2章 和泉市の状況と課題

1. 第3期和泉市男女共同参画行動計画の取組状況と課題 -----	5
2. 和泉市の状況 -----	8
3. 男女共同参画に関する市民意識調査の結果概要 -----	23
4. 和泉市の男女共同参画行動計画のポイント -----	34

### 第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のめざす方向と基本理念 -----	36
2. 計画の体系 -----	37
3. 施策の内容 -----	39
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育む -----	39
基本目標Ⅱ 男女平等の参加・参画で社会を活性化する -----	48
基本目標Ⅲ 自立を支えあうまちをつくる -----	58
基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境をつくる -----	64
4. 計画の推進にあたって -----	70

## ■和泉市配偶者等からの暴力の防止及び 被害者の支援に関する基本計画（改定）

### 第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的 -----	71
2. 和泉市の取組と現状 -----	71
3. 本計画でのドメスティック・バイオレンス（DV）の定義 -----	72
4. 計画の位置づけ -----	76
5. 計画の期間 -----	76
6. 計画の進行 -----	76

### 第2章 計画の内容

1. 計画の体系 -----	77
2. 施策の内容 -----	78

### 資料

●用語解説（五十音順） -----	86
●男女共同参画社会基本法 -----	89
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 -----	92
●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 -----	98
●和泉市男女共同参画推進条例 -----	104
●和泉市男女共同参画審議会規則 -----	106
●和泉市男女共同参画施策推進本部設置要綱 -----	107
●和泉市男女共同参画審議会委員名簿 -----	108
●第3期和泉市男女共同参画行動計画改定版策定経過 -----	109
●男女共同参画関係年表 -----	111

# **第3期和泉市男女共同参画行動計画 (オアシスプラン) (改定)**



# 第1章 計画の概要

## 1. 男女共同参画社会とは

平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。

また、国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、「男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、社会全体で取り組むべき最重要課題である。そのためすべきは、①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男性中心型労働慣行\*等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会、④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」と明記しています。

## 2. 「第3期和泉市男女共同参画行動計画」策定後の動き

### 世界・国・大阪府の動き

#### （1）第3期和泉市男女共同参画行動計画策定（平成27（2015）年）後の動き

	世界	国	大阪府
平成27 (2015)年	<ul style="list-style-type: none"><li>◆国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク）</li><li>◆第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択</li><li>◆国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆「女性活躍加速のための重点方針2015」策定（以降、毎年策定）</li><li>◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行</li><li>◆「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li><li>◆第2回国際女性会議 WAW！（東京）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆OSAKA女性活躍推進会議設置</li><li>◆「女性が輝くOSAKA行動宣言」発表</li></ul>
平成28 (2016)年	<ul style="list-style-type: none"><li>◆G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行</li><li>◆第3回国際女性会議 WAW！（東京）</li></ul>	「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」策定
平成29 (2017)年		<ul style="list-style-type: none"><li>◆「改正ストーカー規制法」施行</li><li>◆「改正男女雇用機会均等法」施行</li><li>◆「改正育児・介護休業法」施行</li><li>◆「改正刑法」施行</li><li>◆第4回国際女性会議 WAW！（東京）</li></ul>	「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」策定
平成30 (2018)年		<ul style="list-style-type: none"><li>◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行</li><li>◆「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」策定</li></ul>	
令和元 (2019)年		<ul style="list-style-type: none"><li>◆第5回国際女性会議WAW！（東京）</li><li>◆「改正女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行</li></ul>	

\* **男性中心型労働慣行**：勤務年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行。

## (2) 第4次男女共同参画基本計画とおおさか男女共同参画プラン（2016-2020）

### 第4次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成27（2015）年12月25日に第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

第4次基本計画では、政策分野ごとに大きく3つに分け12の重点分野を掲げ、それぞれについて、令和2（2020）年までを見通した施策の基本的方向と具体的な取組を示しています。

#### 政策領域I あらゆる分野における女性の活躍

- ① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進

#### 政策領域II 安全・安心な暮らしの実現

- ⑥ 生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

#### 政策領域III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- ⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

#### IV 推進体制の整備・強化

### ＜第4次男女共同参画基本計画で改めて強調している視点＞

- ①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ②あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

## おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）

平成28（2016）年3月、人口減少社会の到来やライフスタイルの多様化など、社会が大きな変革期を迎える中、国は女性の力は我が国最大の潜在力として、成長戦略の中核に位置付けるなど、国を挙げて「女性の活躍」を進めようとしています。しかし、いわゆる「M字カーブ\*」や「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識、政策・方針決定の場への女性の参画など、依然として解決すべき課題や社会経済情勢の変化を踏まえ、様々な人々が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて、基本方針を定めた「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されました。

### ＜計画の概要＞

- 「あらゆる分野における女性の活躍」を、計画全体にわたる視点として冒頭に位置づけ
- O S A K A 女性活躍推進会議等と連携し、男性中心型の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組むことを明確化
- 基本方針ごとに具体的な数値目標を設け、府民にわかりやすいプランをめざす

### ＜基本方針＞

1. あらゆる分野における女性の活躍
  - (1) 男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
  - (2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
2. 健やかに安心して暮らせる社会づくり
  - (1) 生涯を通じた男女の健康支援
  - (2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  - (3) 様ざまな困難を抱える人々への支援
3. 全ての世代における男女共同参画意識の醸成
  - (1) 子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発
  - (2) 男女共同参画意識の醸成
  - (3) 地域活動への参画促進
  - (4) 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

\* M字カーブ(M-shaped Curve)：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためで、国際的に見ると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

### 3. 計画の位置づけ

- 1 この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項、和泉市男女共同参画推進条例第12条に基づく行動計画です。国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- 2 国では、平成27（2015）年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、大阪府では同年、「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」が策定されています。この計画は、その内容を踏まえつつ、和泉市の特性を反映したものです。
- 3 この計画は、本市の総合計画の部門別計画の一つであり、他の関連計画との整合性を図り、市の男女共同参画を推進するために、総合的かつ計画的に施策を実施するための指針となるものです。
- 4 「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成25年7月改正）第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）にあたります。
- 5 女性活躍推進法、第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含しています。

### 4. 計画の期間

この計画の期間は、平成27（2015）年度から令和8（2026）年度を目標年度とする計画です。本プランは、国内外の動向や社会経済情勢の変化等をふまえ、令和元（2019）年度に見直し改定しました。

### 5. 計画の施策体系

基本理念のもと、めざす方向に向けて取り組む計画の施策体系を、次のとおり定めます。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 《基本目標》（4項目）   | めざす方向に向かうための方策     |
| 《施策の方向》（14項目） | 基本目標を実現するための具体的な方策 |
| 《施策》（35項目）    | 施策を実現するための具体的な方策   |
| 《事業》（113項目）   | 施策を実現するための事業内容     |

## 第2章 和泉市の状況と課題

# 1. 第3期和泉市男女共同参画行動計画の取組状況と課題

第3期和泉市男女共同参画行動計画の基本目標ごとに平成27（2015）年度から平成30（2018）年度までの取組状況及び課題は次のとおりです。

## 基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育む

本市の学校園においては、「男女平等教育推進計画」及び「保育計画」に基づき、性別役割分担意識に捉われない保育や教育を推進するとともに、教職員等の研修や保護者への働きかけなどにより、男女平等教育を進めてきました。

地域においては、市民一人ひとりの固定的役割分担意識の解消に向け、男女共同参画社会づくり講座を継続的に実施し、冊子等で情報提供や啓発を行うとともに、地域で男女共同参画を進める団体への助成金事業やリーダーの育成に取り組んできました。また、男性が家庭生活や地域活動への参加・参画を推進するため、講座や講演会、啓発冊子等で意識改革の促進に取り組んできました。その結果、平成30年度に実施した「第5次和泉市総合計画の目標管理のための市民アンケート調査」（以下「平成30年度市民アンケート調査」という。）において、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識については、女性では『反対』（「反対」+「どちらかといえば反対」）67.4%、『賛成』（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）が19.9%で、反対が47.5ポイント上回っています。男性においても『反対』（「反対」+「どちらかといえば反対」）60.8%、『賛成』（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）が27.6%で、33.2ポイント『反対』が上回っており、5年前と比べ反対する人の割合は男女とも増えています。しかし、「平成28年社会生活基本調査（総務省）」によると、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は、1日あたりわずか1時間49分で妻の7時間34分に比べ約2割に過ぎない状況です。性別による固定的な役割分担意識を見直し、男性が家事や育児、地域活動に参加するよう、さらなる意識改革の促進を図る必要があります。

## 基本目標Ⅱ 男女平等の参加・参画で社会を活性化する

本市における審議会への女性の登用率は、平成31（2019）年4月1日現在では29.2%に留まっています。令和6（2020）年度までに40%以上とした目標に向け、「事前協議制」や女性人材リストの活用をしているところですが、女性が登用されていない審議会等は3/47（6.4%）、女性の登用率が40%以下の審議会等は27/47（57.4%）となっています。審議会等への女性の参画が拡大しない要因として、学識経験者や専門職、地域の長などに女性がいないことや女性が参画しにくい審議会等の設置要綱のあり方が女性の参画を遅らせている要因となっています。男女があらゆる分野に参加・参画する新たな仕組みづくりが必要という観点に立って、多様な人材が政策・方針決定過程の場に参画できるよう、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）\*を推進していくことが重要です。また、女性の管理職登用率を20%と目標を掲げており、平成31（2019）年4月1日現在では18.8%で5年前に比べると5.5ポイント上昇していますが、引き続き女性の管理職登用率の向上を図る必要があります。

\*ポジティブ・アクション(Positive Action)(積極的改善措置)： 様ざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していく。例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

「働く女性応援講座」や商工労働室、ハローワークと共に催す「再就職支援講座」を実施し、女性の就業継続や再就職に対する支援等に取り組んできました。総務省「労働力調査（詳細集計）によると、平成29年における女性の非労働人口2,803万人のうち262万人が就業を希望しているにも関わらず、現在求職していない理由としては「出産・育児のため」が最も多く、35.6%となっています。男女が共に働きやすい職場づくりのために、改正男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法などの改正内容についても定着が図られるように周知徹底を図る必要があります。

地域活動においても男女共同参画社会づくりへの取組を推進してきました。少子高齢化、都市化の進展により男女が共に地域づくりを担うことが求められており、地域力を高め、持続可能な地域コミュニティを築くためには、地域活動における意思決定過程への女性の参画や固定的な性別役割分担がある分野への男女双方の参画を促進することが重要です。近年の自然災害における経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点が不可欠であることが明らかになっており、この視点から防災体制を整備していくことが重要です。

### 基本目標Ⅲ 自立を支えあうまちをつくる

平成27年「第15回出生動向基本調査：夫婦調査（国立社会保障・人口問題研究所）」によると、女性の継続就業率は53.1%となっており、未だに半数近くの女性が出産を機に離職しています。また、平成29年就業構造基本調査（大阪府版）によると、有業率について、年齢階級別にみると、男性は25～59歳までの各年齢階級で90%を超える台形型を示しています。女性は「25～29歳」が79.1%と最も高く、次いで「45～49歳」74.2%、「50～54歳」73.4%などとなっています。M字カーブ\*の底である「30～34歳」は70.2%となっています。

家事や育児等を理由に第1子出産後、約5割の女性が仕事を辞める状況にあり、また、就業率は30歳代の出産・育児期に低下していることなど、依然として育児と仕事の両立が難しい状況にあることが明らかになっています。

男性も女性も育児や介護をしながら就業を継続できる環境整備の取組の促進とともに、男性を前提とした長時間労働を特徴とする男性中心型労働慣行\*等の変革と女性の活躍推進に向けた取組が必要です。

多様化するライフスタイルに対応するため、「和泉市こども・子育て応援プラン」に基づき、一時預かり、障がい児保育、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育など、多様なニーズに応じたサービスを実施しています。また、民間保育所及び認定こども園の建て替え、新設等の整備を進め待機児童の解消や放課後児童健全育成事業の拡充などに取り組んでいるところです。保育所等利用待機児童の解消、さらに効果的な子育て支援や介護支援策に取り組む必要があります。

ひとり親家庭に対して、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、非正規雇用の多い母子家庭に対し、ハローワーク等と連携し就労支援を行ってきました。

しかし、平成29年「和泉市子どもの生活に関する実態調査」では、困窮度の高い群に母子家庭が半数弱を占めるという結果が出ています。また、近年、子どもの貧困も新たな課題となっていました。子どもの授業以外の勉強時間は、困窮度が高まるにつれ、「まったくしない」「30分より少ない」と回答した人の割合が高く、学習理解度についても困窮度が高まるにつれ、「よくわかる」「だいたいわかる」の割合が少なくなっています。経済的に困窮している世帯を就労支援や学習支援等の各制度に確実につながる仕組みづくりが求められています。

高齢者や障がいのある人、在住外国人に対し、自立に向けた様々な支援を行ってきました。その際、女性であることでさらに複合的な問題を抱える場合もあります。社会経済状況の変化等を背景に、貧困、教育・就労等の機会を得られない、地域で孤立するなどの困難を抱える人々が地域で安心した生活を送れるようにするための支援策が必要です。

生涯を通じた男女の健康支援として、保健センター等において健康相談や啓発、自殺予防の対策、がんの予防や早期発見のための対策及び学校教育等における対策などを進めてきました。また、女性の心身の状態は思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期、といった、ライフステージごとに大きく変化するという特性があります。こうしたことを踏まえ、女性が生涯にわたり健康に生活できるよう、必要な情報提供を行い、ライフステージごとの課題に応じて包括的に支援していく必要があります。特に、子宮頸がん・乳がんといった女性特有のがんについての働く世代の罹患率は高く、これらのがんの検診受診率を向上させることが重要です。

#### 基本目標IV 人権が尊重される環境をつくる

DVについては、相談件数の増加が続いており、関係課、関係機関と連携しながら女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や相談窓口の充実を図ってきました。DVには様々な要因が複雑に関係することが多いこと、子どもへの虐待とDVは、子どもへの虐待からDVが明らかになることや、その逆のケースも多く見られることから医療機関や福祉機関、教育機関等とも連携した取組が必要です。また、女性に対する暴力を根絶するには子どもの頃から男女共同参画への理解を深める教育が重要です。将来の被害者、加害者をつくらないためにDV予防に関する啓発や教育を推進していく必要があります。

セクシュアル・ハラスメントの被害も職場、学校、地域など様々な場で起こっています。引き続き防止のための取組を進めていく必要があります。

人権相談をはじめ、女性相談、外国人相談など地域の実情に応じて様々な相談事業を行ってきました。引き続き、府内関係各課及び関係機関が連携して相談体制の充実を図ります。

#### 計画の推進

男女共同参画センター（モアいづみ）は、「社会のあらゆる分野への男女の均等な参画及び男女の人権の確立を促進し、男女共同参画社会の形成を推進する」ための拠点施設です。ここでは、「モアいづみ通信」の発行や「男女共同参画社会づくり講座」の開催、女性問題総合相談事業、ネットワーク会議の運営等幅広い活動を進めており、男女共同参画センター登録団体数、登録人数は横ばいという状況です。しかしながら平成25年度市民意識調査の結果では、男女共同参画センターの認知度は「知っている」割合は約15%、その中で利用したことのある人の割合は約20%にとどまっています。

地域や男性、子どものための男女共同参画施策、あるいは、男女間の暴力の防止支援、男女平等に関する学習の拠点として、今後ますます充実していく必要があります。

また、進行管理は計画を実効性のあるものにしていくために重要なポイントです。計画の着実な遂行を図るため、施策や事業の成否が捉えやすい評価シートを用いて進捗管理を行っています。

\* M字カーブ(M-shaped Curve) : 再掲 P 3 参照

\* 男性中心型労働慣行 : 再掲 P 1 参照

## 2. 和泉市の状況

### (1) 人口の変化

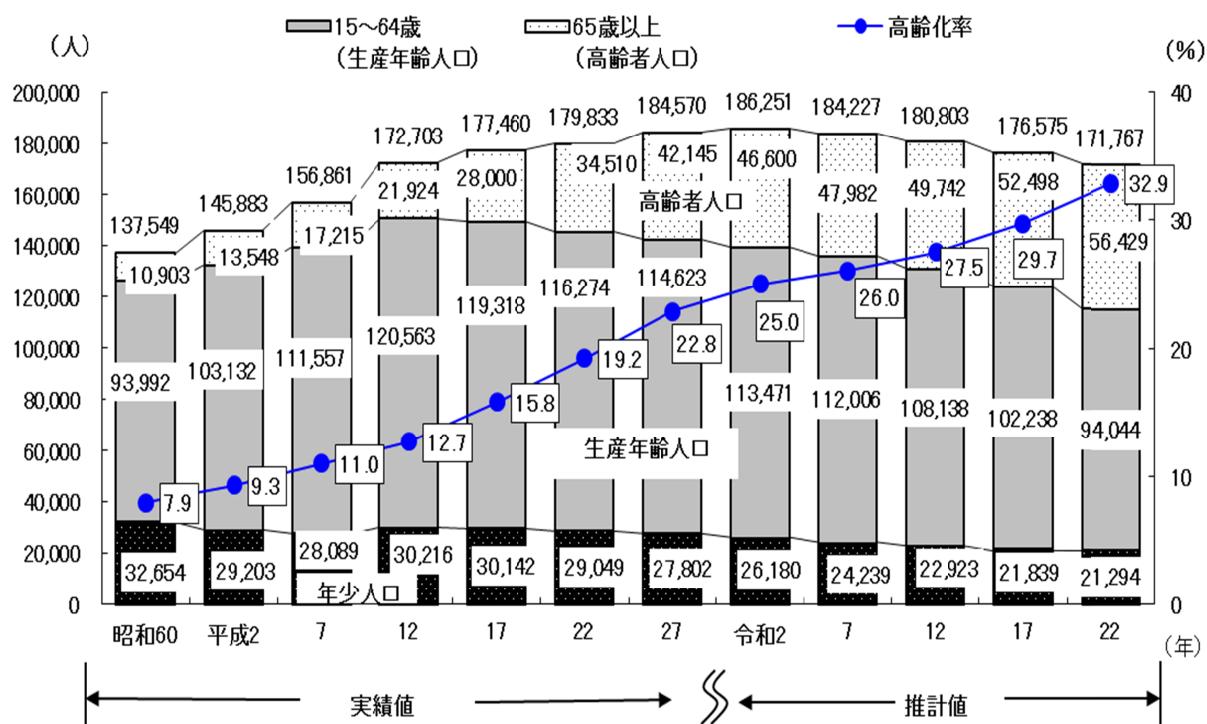
本市の人口は18万人台で推移するものの、平成27（2015）年で高齢化率が22.8%であったものが、令和2（2020）年には25.0%と予想され、超高齢社会を迎えます。

また、生産年齢人口、年少人口共に、平成12（2000）年にピークを迎える、その後減少に転じています。（図1）

そこで、政府が策定した「人づくり革命基本構想（平成30（2018）年6月）」では、「我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。こうした人生100年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があり、その重要な鍵を握るのが『人づくり革命』、人材への投資である」との認識が示されています。

また、女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けることを考慮することが求められています。

図1 年齢3区分別人口と高齢化率の推移(推計を含む)(和泉市)



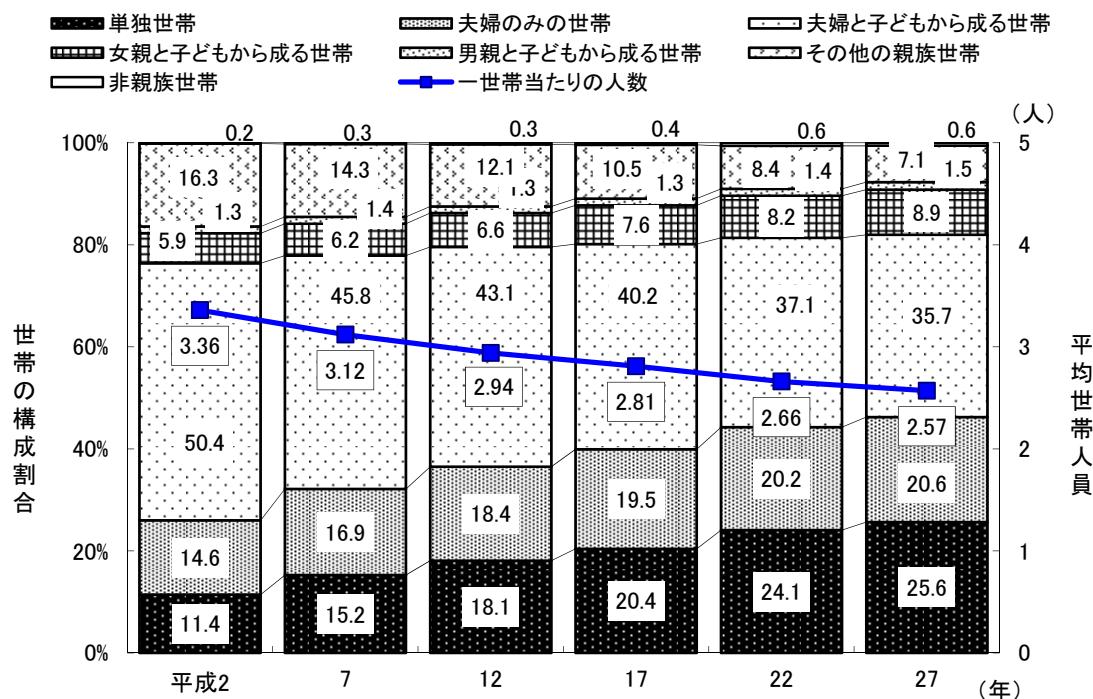
※高齢化率は、65歳以上人口/総数×100

資料出所：総務省 「国勢調査」（昭和 60 年～平成 27 年）（総数には年齢不詳を含まない）  
国立社会保障・人口問題研究所（令和 2 年～令和 22 年は平成 27 年 3 月推計）

## (2) 世帯数

「夫婦と子どもから成る世帯」は減少し、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」が増加しています。「女親と子どもから成る世帯」も増加傾向です。一世帯あたりの人数の減少と家族の形が多様化しています。(図2)

図2 世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移(和泉市)

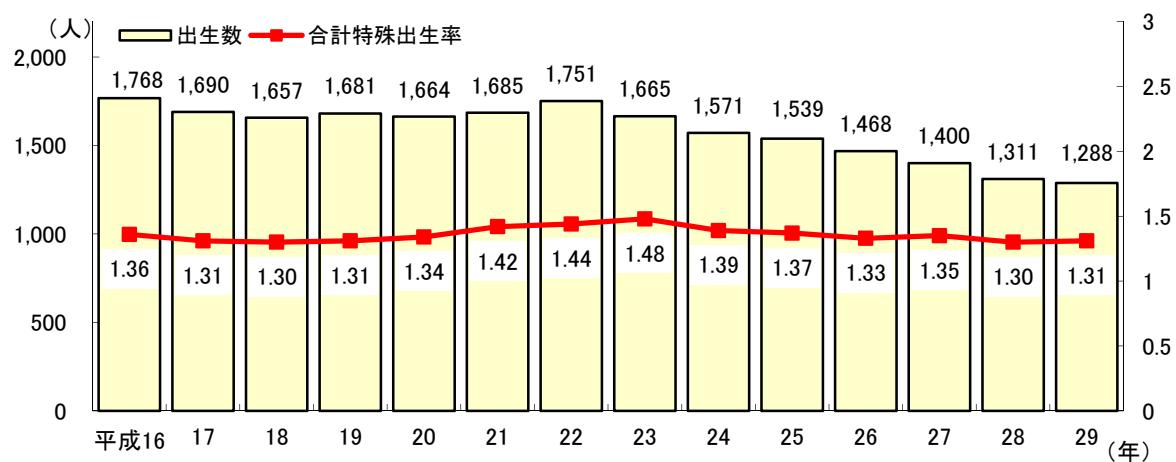


資料出所：総務省「国勢調査」(総数には不詳を含まない)

## (3) 出生数と合計特殊出生率

平成18年から微増を続けていた合計特殊出生率\*は平成24年以降再び低下し、平成29年には1.31となっています。(図3)

図3 出生数と合計特殊出生率の推移(和泉市)



資料出所：出生数は、「和泉市統計書」(各年4月1日現在)

合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態統計」に基づき、  
和泉市人権・男女参画室調べ

\* 合計特殊出生率(Total Fertility Rate)：人口の統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。

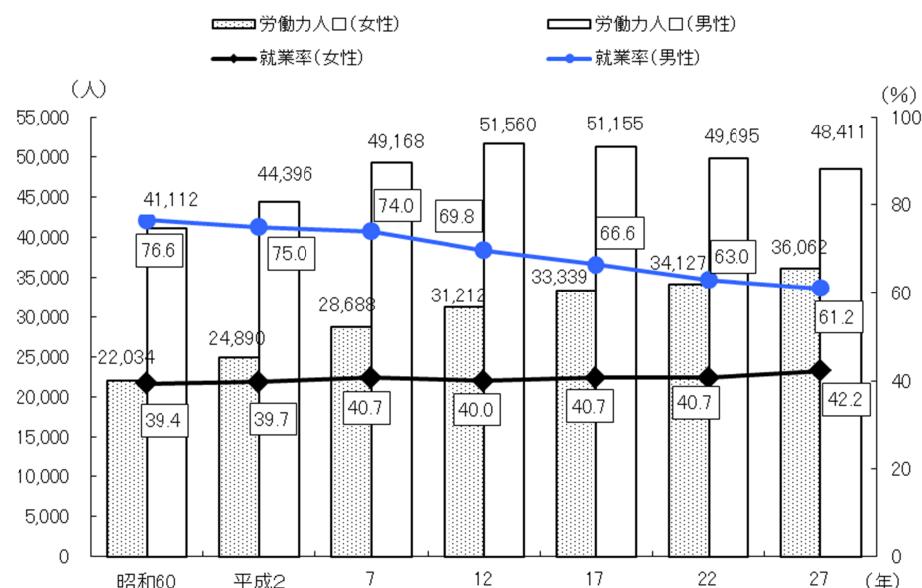
#### (4) 就労の状況

和泉市では、女性の42.2%が働いています。しかし、年齢別に見ると、結婚・出産・子育て期にあたる30歳代で労働力率が下がるM字カーブを描き、全国に比べて特に低くなっています。（図4、図5-1）子育て世代の労働力の低下を示すいわゆるM字カーブの谷は、平成12年、17年では30～34歳であったのが、平成22年からは35～39歳が谷になっています。

M字カーブの谷の30～34歳は、平成12年から比べると22.9ポイント上昇し、35～39歳では、16.9ポイント上昇しています。（図5-2）また、平成22年には就業者の共働き世帯が男性就業者と非就業者の妻からなる世帯を上回っています。（図6）

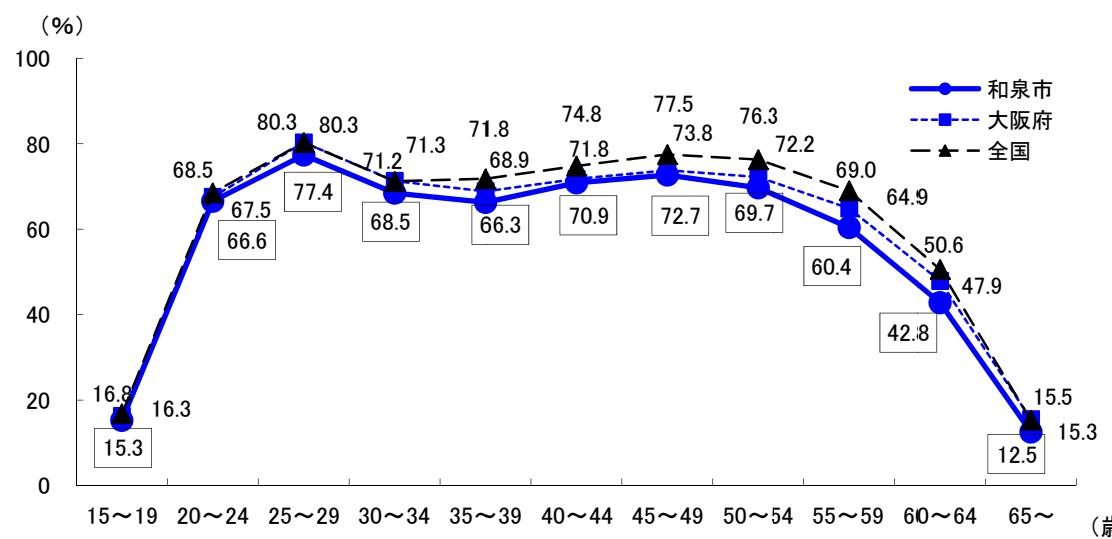
全国の雇用形態の状況を見ると、女性の約2人に1人、男性の約5人に1人が非正規雇用者（平成30年）で、非正規雇用者の給与には正規雇用者との格差、そして非正規雇用の中でも男女の格差があることがわかります。（図7、図8）

図4 男女別労働力人口と就業率の推移(和泉市)



資料出所：総務省「国勢調査」（平成27年）

図5-1 女性の年齢階級別労働力率(全国・大阪府・和泉市)



資料出所：総務省「国勢調査」（平成27年）

図 5-2 女性の年齢階級別労働力率の推移:和泉市(平成 12 年～平成 27 年)

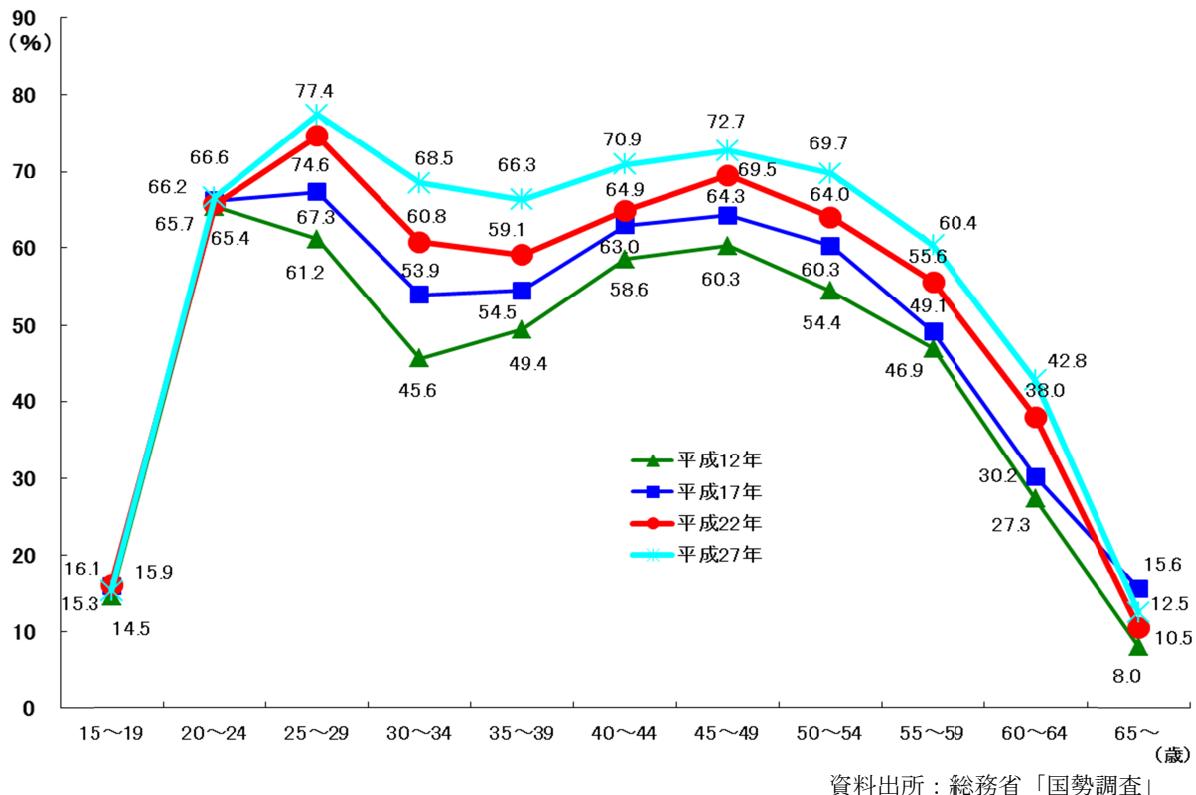
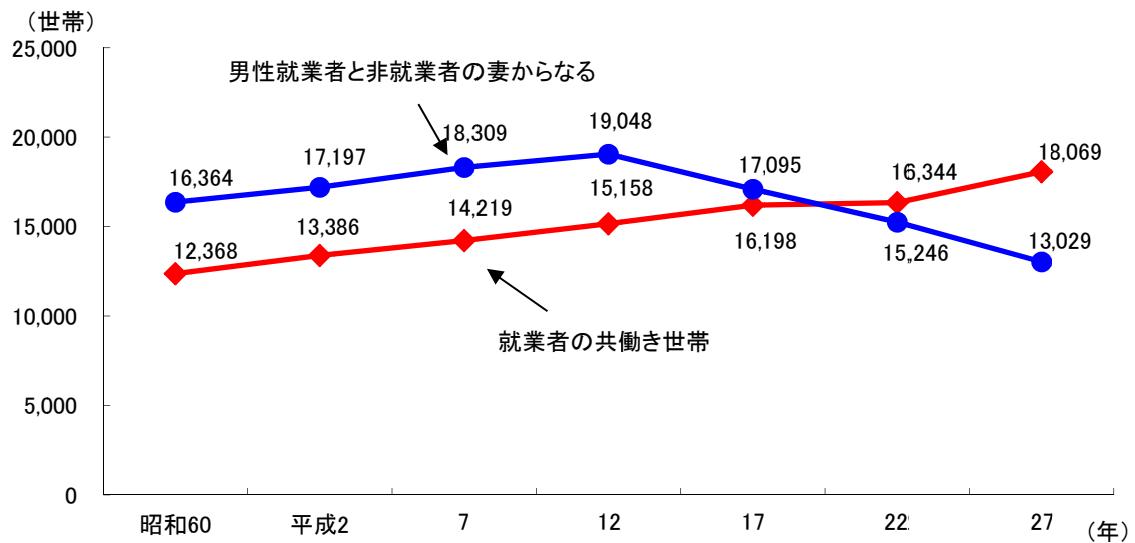


図 6 共働き世帯の推移(和泉市)



※共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」

資料出所：総務省「国勢調査」(平成 27 年)

図 7 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移(全国)

		正規の職員 従業員	パート アルバイト	(%)
				その他
女	平成 7年	60.9	35.5	3.7
	平成17年	47.5	40.7	11.8
	平成24年	45.5	42.4	12.2
	平成25年	45.6	41.9	12.6
	平成30年	43.9	44.2	12.2
男	平成 7年	91.1	5.2	3.7
	平成17年	82.3	8.6	9.1
	平成24年	80.3	9.5	10.3
	平成25年	80.1	9.6	10.3
	平成30年	77.8	11.5	10.7

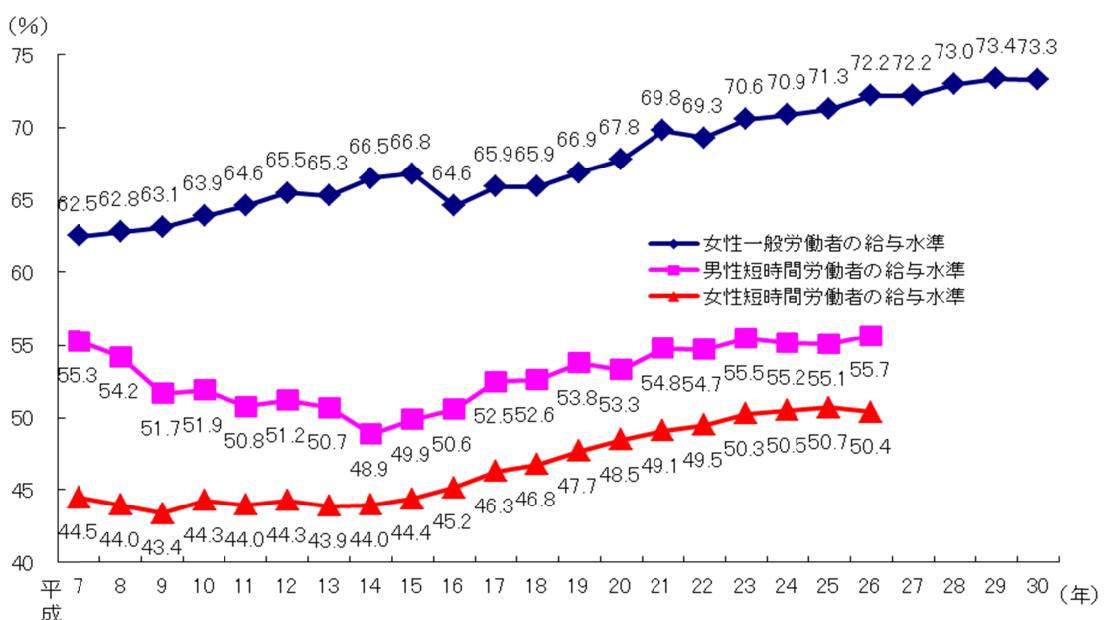
※その他 (労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他)

資料出所：※ 1. 平成 7 年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年 2 月) より、17 年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均) より作成。

※ 2. 「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計値に対する割合。

## 8 労働者の 1 時間あたり平均所定内給与格差の推移

(男性一般労働者の給与水準を 100 とした場合)(全国)



※ 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

※ 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1 日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも 1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

※ 3. 男性及び女性短時間労働者は、男性一般労働者の 1 時間あたり平均所定内給与額を 100 として、各区分の 1 時間あたり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

## (5) 在住外国人

和泉市に暮らす在住外国人の数は平成22年には減少しましたが、平成27年にはまた増加しています。男女で見ると、女性の方が多くなっています。（図9）

図9 性別・在住外国人人口の推移(和泉市)

	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	女性	男性	計									
韓国・朝鮮	747	686	1,433	611	524	1,135	481	389	870	446	384	830
中国	53	29	82	80	52	132	124	70	194	223	129	352
フィリピン	28	10	38	44	2	46	44	4	48	74	14	88
ベトナム				0	2	2	4	7	11	16	78	94
タイ	1	6	7	6	1	7	8	6	14	10	3	13
インド										2	4	6
インドネシア				1	10	11	4	2	6	5	10	15
ブラジル	9	8	17	9	9	18	13	10	23	10	8	18
ペルー	4	4	8	3	3	6	6	9	15	9	16	25
アメリカ	4	11	15	5	12	17	6	14	20	6	12	18
イギリス	2	1	3	0	7	7	1	13	14	1	11	12
東南アジア(その他)	7	3	10									
その他	16	18	34	132	145	277	68	94	162	142	192	334
計	871	776	1,647	891	767	1,658	759	618	1,377	944	861	1,805

※東南アジア（その他）は、インドネシア、ベトナムの計  
その他は、無国籍及び国名「不詳」を含む

資料出所：総務省 「国勢調査」

## (6) 女性の参画の状況

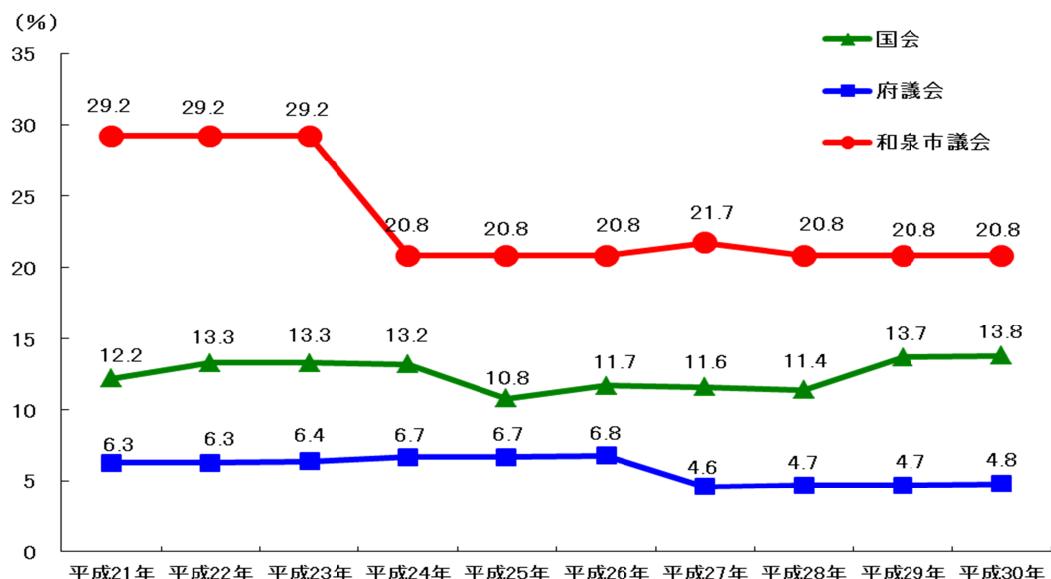
和泉市議会議員に占める女性の割合は20.8%（平成30年）で、国や府よりも高いものの、約20%にとどまっています。（図10）審議会等に占める女性の割合は30.1%（平成30年4月1日現在（図11））で、女性委員のいない審議会等もあります。

市役所の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、国や大阪府よりは高くなっていますが、平成30年度で13.1%と低い割合にとどまっています。（図12）

また、保育所・幼稚園・小中学校の校長・教頭における女性の割合は、保育所・幼稚園では女性が100%を占め、小中学校の校長・教頭については平成30年度に小学校の教頭が20%を上回ったものの、小学校校長が14.3%、中学校校長及び教頭は10%となっています。（図13）

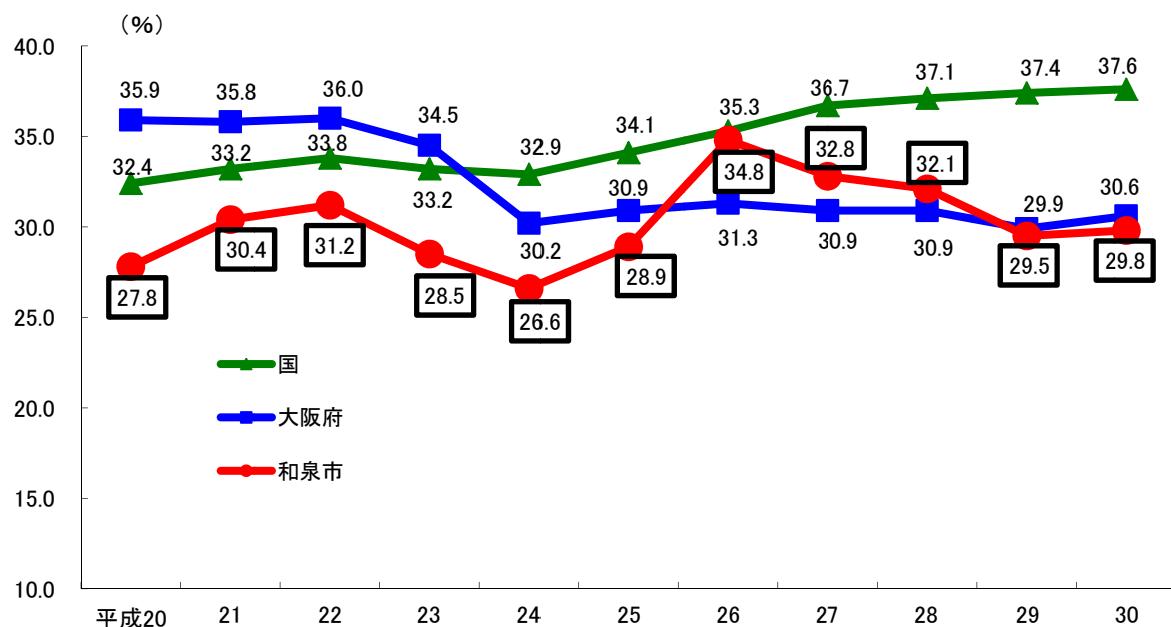
農業委員会では女性の割合は4年連続0%の状況で、地域の活動での意思決定の場への女性の参画率を見ると、町会長、老人クラブ連合会の役員での割合が低くなっています。（表1）

図 10 議員の女性割合の推移(国・大阪府・和泉市)



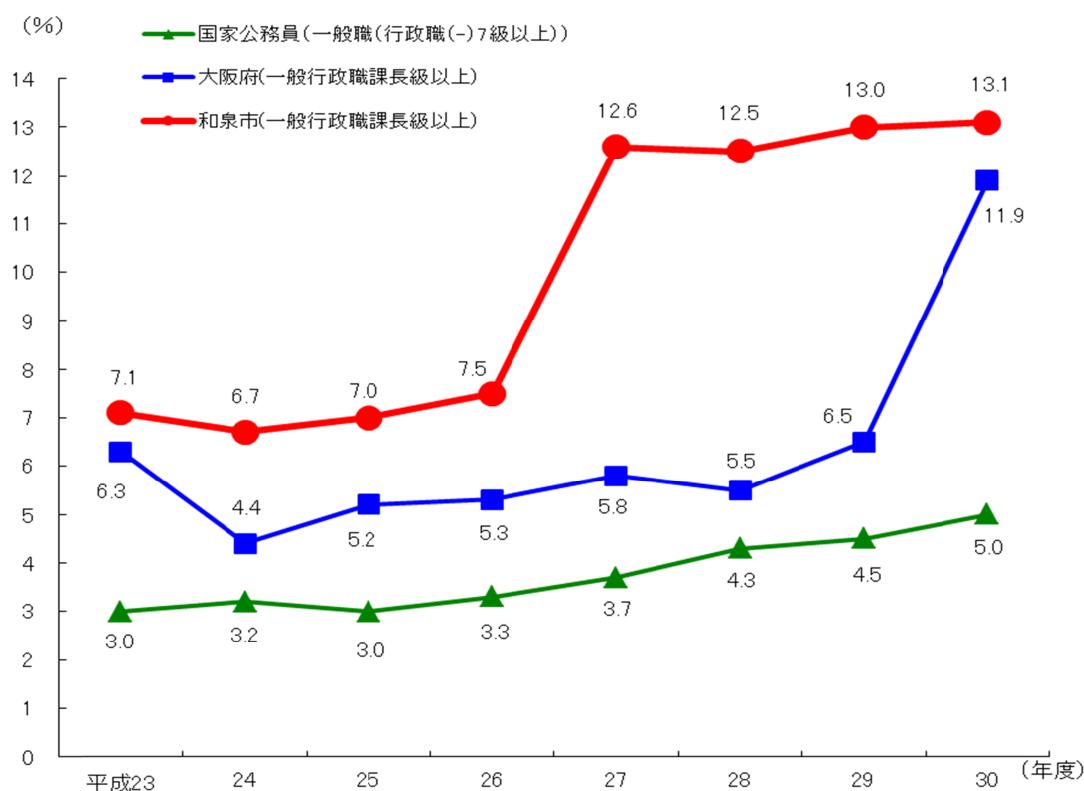
資料出所：内閣府男女共同参画局、大阪府男女共同参画課、和泉市人権・男女参画室調べ

図 11 審議会等委員の女性委員割合の推移(国・大阪府・和泉市)



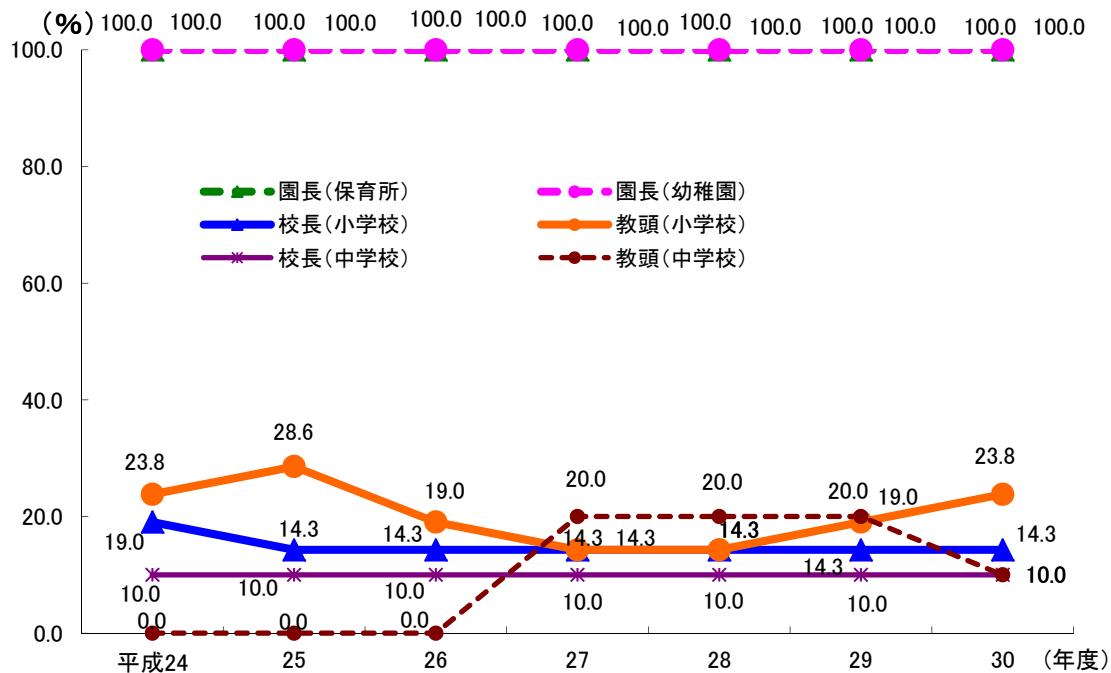
資料出所：内閣府男女共同参画局、大阪府男女共同参画課、和泉市人権・男女参画室調べ

図 12 公務員管理職の女性割合の推移(国・大阪府・和泉市)



資料出所：内閣府男女共同参画局、大阪府男女共同参画課、和泉市人権・男女参画室調べ

図13 保育所・幼稚園・小中学校の校長・教頭の女性割合(和泉市)



資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

表1 農業委員と地域での意思決定過程への女性の参画率の推移(和泉市)

単位：人

団体名	平成 26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
女性の人数／農業委員会の総数	1／25	0／26	0／26	0／26	0／26
参画率	4.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
女性の町会長数／町会連合会に属する町会長数	19／203	13／203	14／203	16／202	20／200
参画率	9.36%	6.40%	6.90%	7.92%	10.00%
女性の代表者数／こども会の代表者数	3／9	4／8	4／8	4／8	3／7
参画率	33.33%	50.00%	50.00%	50.00%	42.86%
女性役員数／PTAの本部役員数	7／25	7／22	7／25	8／28	11／30
参画率	28.00%	31.82%	28.00%	28.57%	36.67%
女性会員数／老人クラブ連合会の会員数	8,186／13,966	8,522／14,536	8,463／14,283	7,890／13,901	7,700／13,097
参画率	59.36%	59.15%	59.04%	58.96%	58.99%
女性役員数／老人クラブ連合会の役員数	4／33	4／34	4／32	4／33	4／33
参画率	12.12%	11.76%	12.50%	12.12%	12.12%

資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

## (7) 生涯を通じた健康や貧困等生活上の困難について

和泉市が実施しているがん検診の受診率を見ると、子宮がん、乳がん共に20%台となっています。(表2)

また、和泉市の平成30年度の自殺に関する状況を見ると、性別では男性9人、女性9人、年齢別では、男性は30、40、80歳代が多く、女性は40歳代、70歳代が多くなっています。(表3) 生活保護の受給の推移を見ると、保護世帯数は平成26年度までは微増していましたが、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。保護人員数は平成27年度以降減少傾向です。これは、高齢者の単身世帯の増加によるものです。(図14)

日本の相対的貧困率の動態によると、高齢の単身女性、母子世帯の相対的貧困率\*は特に高くなっています。(図15)

表2 子宮がん・乳がん検診の受診率(和泉市 平成30年度)

	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
子宮がん検診	22,422	6,633	29.6
乳がん検診	18,802	5,448	29.0

資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

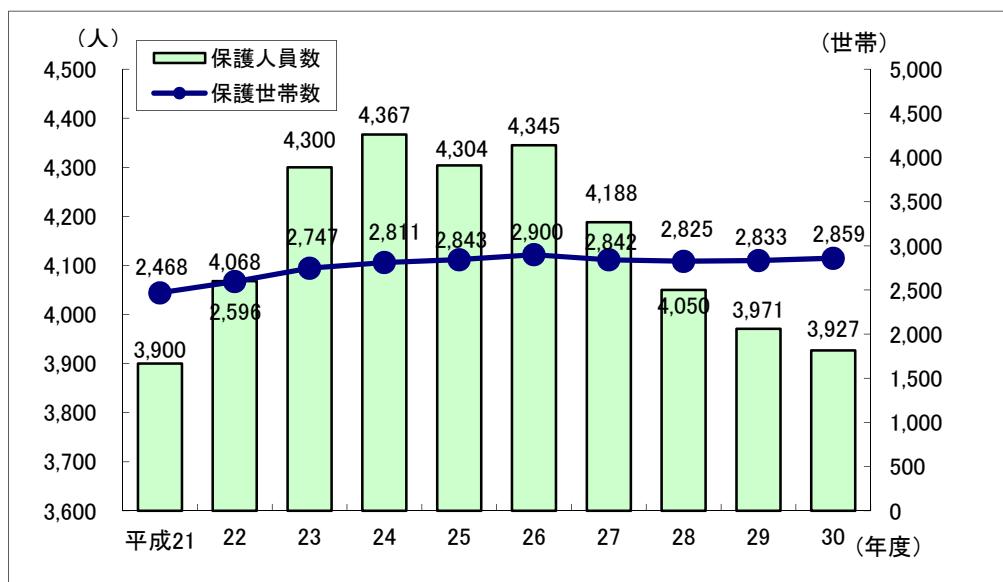
表3 性別・年齢階層別自殺者数(和泉市 平成30年)

単位：人

	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
男性	9	0	0	2	2	1	0	1	3
女性	9	0	0	2	3	0	0	3	1
総数	18	0	0	4	5	1	0	4	4

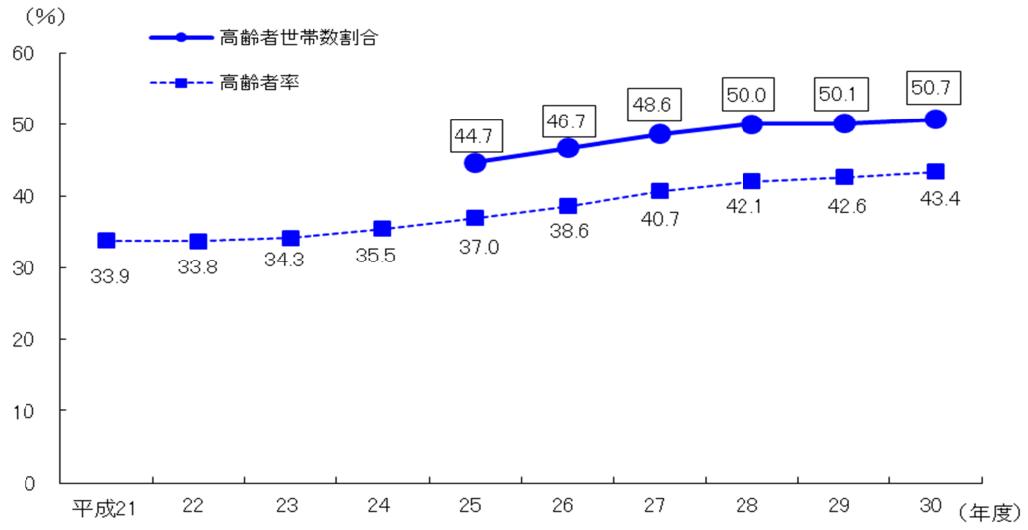
資料出所：内閣府警察庁

図14 生活保護受給世帯数・保護人員数の推移(和泉市)



資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

## ■生活保護高齢者世帯数割合・高齢者率



資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

\* 相対的貧困率(Relative Poverty Rate)：国民の所得分布の中央値を基準に見て、その半分に満たない所得しか得ていない者の割合。厚生労働省は OECD の基準に基づき算定している。